

マンションが建つ…

多くの家が建つ…

人が増える…

連絡調整制度 地域向け手引き (イメージ案)

— 地域コミュニティに関する連絡調整の手引き —

平成〇〇年〇月

京都市

目次

頁

地域自治を担う住民組織の代表の方へ	…	2
1 大規模住宅が建ち、多数の方が転入される場合、自治会・町内会に加入されるまでの流れ	…	2
2 事業者との連絡調整について	…	〇〇
(1) 地域に来られる事業者とは		
(2) 事業者を確認すべきこと		
(3) 事業者伝えるべきこと		
(4) 連絡調整の内容		
3 連絡調整に伴う市の手続きについて	…	〇〇
(1) 条例に基づく連絡調整について		
(2) 条例に基づく申出について		
(3) 注意事項		
4 よくある質問など	…	〇〇
5 各種資料	…	〇〇
(1) 申出書等の各種様式		
(2) 関連ホームページ		
(3) 加入案内チラシの例		
(4) 関係部局等問い合わせ先		
※ トピックス		
○ 共同住宅が建つまでの流れについて	…	〇〇
○ 宅地開発から住宅が建つまでの流れについて	…	〇〇
○ 共同住宅内のコミュニティについて	…	〇〇
○ 地域コミュニティサポートセンターについて	…	〇〇
○ 京都市の住宅事情と町内会・自治会の関係について	…	〇〇
● 事例紹介		

地域自治を担う住民組織の代表の方へ

京都には、長い歴史の中で培われた住民自治の伝統があり、自治会・町内会が中心となって、防災訓練、防犯・見守り活動、地蔵盆・運動会などの地域活動により、安心して快適に暮らせるまちを築いています。昨今の災害等においても、日頃からの顔の見える関係と地域での助け合い、支え合いが、暮らしの安心・安全、そして命を守っています。

京都市では、転入される方が自治会・町内会に入って、地域のつながりの輪に参加していただけるよう、地域と事業者とが協力して取り組んでいただくことを橋渡しする制度として、「連絡調整担当者制度」を運用してきました。

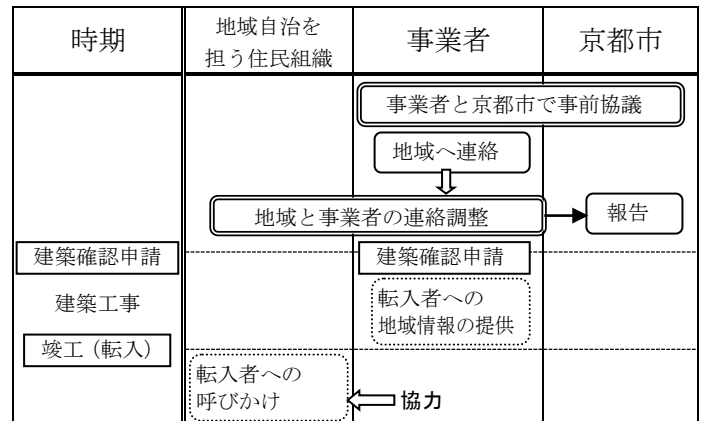
平成31年4月からは、この制度を拡充し、大規模なマンションの新築や戸建住宅の宅地開発の場合、事業者が建築確認や開発許可の申請を行う前に、地域コミュニティに関して、あらかじめ地域と協議していただく運用をスタートします。

地域、事業者、京都市が連携して、京都ならではの地域のつながりをこれからも守っていくために、一層のご協力をお願いします。

自治連合会等で事業者と地域コミュニティに関する協議が行われる場合は、本手引きを参考にしてください。

1 大規模住宅が建ち、多数の方が転入される場合、自治会・町内会に加入されるまでの流れ

- (京都市と事業者との協議)
- 地域と事業者との連絡調整
- 工事開始
- 事業者からの転入者への地域情報の提供
- 工事完了
- 転入
- 地域から転入者への働きかけ
- 加入



2 事業者との連絡調整について

- 地域に来られる事業者とは
 - ・ 建築主、開発主と建設業者、設計事務所等
- 事業者を確認すべきこと
- 事業者に伝えるべきこと
- 連絡調整の内容
 - ・ 転入者への地域の情報の伝達
 - ・ 既存の町・組への加入か、町・組の新設かの確認
 - ・ 入会希望者の取次

3 連絡調整に伴う市の手続きについて

- 条例に基づく連絡調整について
 - ・ 必ず連絡調整を行わなければならない対象物件
 - ・ 地域からの申出に応じて協議を行わなければならない対象物件
- 条例に基づく申出について
 - ・ 申出の理由
 - ・ 連絡調整の対象事業者
- 注意事項
 - ・ 制度対象外の物件について
 - ・ 事業者が市へ報告した後について

4 よくある質問等

- 地域コミュニティ活性化推進条例に基づく協議と中高層条例に基づく説明会の違い
(相隣問題や計画そのものは協議の対象ではない。)
- 協議内容・合意内容の承継について
- 地域との協議・合意と許可の関係について
- サポートセンターの活用

5 各種資料

- 申出書等の各種様式
- 関連ホームページ
- 加入案内チラシの例
- 関係部局等問い合わせ先

※ その他（トピックス的な情報を囲みコラム的に）

- 共同住宅が建つまでの流れについて
- 宅地開発から住宅が建つまでの流れについて
- 共同住宅内のコミュニティについて
- 地域コミュニティサポートセンターについて
- 京都市の住宅事情と町内会・自治会の関係について
- 事例紹介